

B. 消費者団体名簿

I. はじめに

この名簿は、平成20年10月に実施した「平成20年度消費者団体基本調査」において回答があった適格消費者団体・消費者団体のうち、団体概要を名簿に掲載することについて承諾を得た団体の情報を取りまとめたものです。

団体の概要は、平成20年10月1日時点で回答を得たものです。

なお、各団体の概要は回答を原文のまま掲載しておりますが、誤字、脱字等明らかに誤りであると思われるものは当室の編集責任において修正いたしました。

II. 適格消費者団体（五十音順）

特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク	29
特定非営利活動法人 消費者機構日本	30
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	31
特定非営利活動法人 消費者ネット広島	33
社団法人 全国消費生活相談員協会	36
特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	38

特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

- ① 所在地 〒604-0847
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地 ヒロセビル5F
- ② 電話番号 075-211-5920 F A X 075-251-1003
H P http://www.kccn.jp e-mail mail@kccn.jp
- ③ 設立年月 平成14年6月
- ④ 役員氏名 理事長 野々山 宏
副理事長 小峰 耕二
副理事長 西川 美津子
理事 長野 浩三 石田 郁雄 内藤 卓
 松本 久美子 筋 祥子 森 順美
監事 濱田 日出子
- ⑤ 事務局 事務局長 長野 浩三 職員数 3名（事務局長含む）

⑥ 設立趣旨

この法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、消費者契約における消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、各種消費者契約問題に関わる調査、救済、支援、情報提供等を通じて人権の擁護を図るとともに、出版・講演等を通じて社会教育の推進に寄与することを目的とする。

（定款第3条より）

⑦ 主な活動

各種消費者問題の調査・研究・救済・支援事業（月一回の例会を中心に各種消費者問題の調査・研究・救済・支援活動）

情報提供事業（講演会・シンポジウム等の企画、HPによる情報提供）

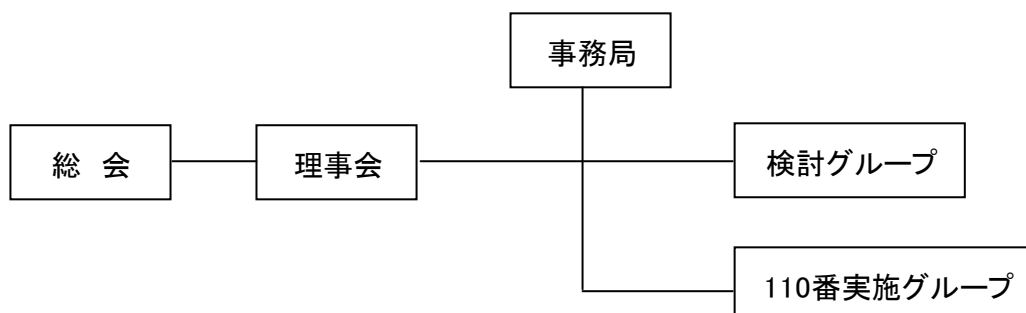
消費者団体訴訟制度の研究・提言（意見書の提出など）

消費者契約法の差止請求関係業務（消費者団体訴訟制度による差止請求及び情報提供）

- ⑧ 会員数 個人会員 98名
 団体会員 3団体

- ⑨ 年間予算 850千円（主な収入：会費、寄附）

⑩ 組織機構図

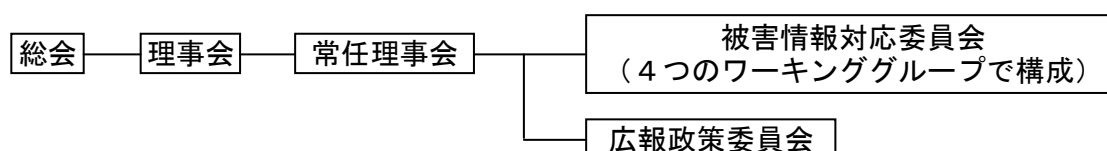


特定非営利活動法人 消費者機構日本

- ① 所在地 〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
- ② 電話番号 03-5212-3066 F A X 03-5216-6077
 H P <http://www.coj.gr.jp> e-mail webmaster@coj.gr.jp
- ③ 設立年月 平成16年9月
- ④ 役員氏名 会 長 根来 泰周
 理 事 長 品川 尚志
 副理事長 増井 克吉 木本 希 阿南 久
 常任理事 佐々木 幸孝 原 早苗
 理 事 玉本 雅子 佐伯 美智子 山内 明子 後藤 巻則
 長田 三紀 大富 直輝 瀬戸 和宏 唯根 妙子
 伊藤 健一 矢野 洋子 磯辺 浩一
 監 事 中村 雅人 伊野瀬 十三
- ⑤ 事務局 事務局長 磯辺 浩一 職員数 6名
- ⑥ 設立趣旨

この法人は、各種の消費者問題に関して、消費者・消費者団体・研究者・弁護士・司法書士など消費者問題専門家、ならびに関係諸機関との連携・相互援助等を図りつつ、各種消費者被害の実態調査・研究・拡大防止・被害者支援、消費者への情報提供・啓発、事業者に対する情報提供・啓発と自主ルール策定への関与、市場の監視、消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する研究・提言、ならびに消費者団体訴訟制度の活用などを行い、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。

- ⑦ 主な活動
- ・差止請求関係業務
 - 消費者被害情報の収集（110番、ホームページでの情報提供要請等）
 - 情報提供を受けた約款・勧誘行為等の問題点の検討
 - 不当な約款・勧誘行為等の是非を求める申入れ等
 - 申入れの結果について消費者への情報提供（ホームページ掲示、記者発表等）
 - ・公開学習会（消費者、消費者行政関係者、消費者団体関係者を対象とした学習会）の開催
 - ・消費者志向経営セミナー（事業者を対象とした消費者志向経営促進のためのセミナー）の開催
- ⑧ 会員数 個人会員 127名 協力会員 36名
 団体会員 8団体（構成団体の延べ会員 個人4,156名 団体558）
- ⑨ 年間予算 14,363千円（主な収入：会費）
- ⑩ 組織機構図



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

- ① 所在地 〒540-6591
大阪市中央区大手前1丁目7番31 OMMビル1階 大阪府消費生活センター内
- ② 電話番号 06-6945-0729 F A X 06-6945-0730
H P <http://www.kc-s.or.jp> e-mail info@kc-s.or.jp
- ③ 設立年月 平成17年12月
- ④ 役員氏名 会 長 北川 善太郎
理 事 長 榎 彰徳
副理事長 片山 登志子 千神 國夫
常任理事 飯田 秀男 野々山 宏 坂東 俊矢
理 事 筋 祥子 伊吹 和子 小峰 耕二 前中 みき子 栗原 睦男
三沢 邦子 村山 泰弘 西島 秀向
監 事 島 征一郎 三木 秀夫
- ⑤ 事務局 事務局長 西島 秀向 職員数 5名

⑥ 設立趣旨

本会は、消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の未然もしくは拡大の防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与する。

⑦ 主な活動

1) 主な活動内容

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| A 事業者への申入れ・消費者団体訴訟（差止請求） | E 事業者セミナー |
| B 各種提言・要請 | F 企業の消費者対応評価 |
| C 被害情報調査収集 | G 事業者とのコラボレーション |
| D 消費者セミナー | |

2) 適格消費者団体認定以降の活動概要（2007年8月23日～2008年10月30日）

（2007年）

8/23 消費者に代わって事業者に不当な勧誘行為や契約条項の差し止めを請求できる「適格消費者団体」として、内閣総理大臣から認定されました。

10/15 認定記念セミナー「KC'sのめざすもの」開催→わかりやすさ、継続できる財政確立が課題

12/4 「第2回 2府5県の消費者行政担当者との懇談会」開催

（2008年）

2/14 大阪府政記者クラブで報告書「企業の消費者対応評価アンケート調査」を公表・・・F

2/15 第2回消費者セミナー「人はなぜだまされるのか？」開催・・・D

3/1 新しい消費者行政を実現する連絡会結成 団体として参加

3/8 「安心して利用したい！ネットオークション」シンポジウム開催・・・B、D

4/8 貸金業者ニューファイナンス株式会社に対し早期完済違約金規定等の差止請求訴訟を京

都地裁に提起・・・A

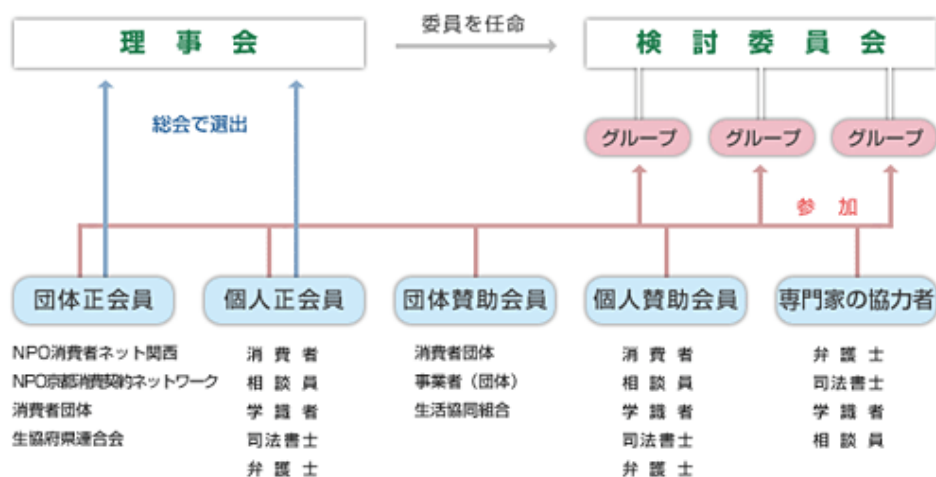
- 5/21 プリケーロングサービスの提供終了」KDDIと検討結果の公開について確認・・・A
- 6/6 株式会社USENに対し、「SOUND PLANET」の販売方法について、消費者保護の観点から4/28付で「ご質問」を送付。8/5総務省へ要請・・・B
- 6/16 東京スター銀行に『おまとめローンベスト』勧誘広告改悪に関する申入書送付・・・A
- 6/25 契約を考える会：4回連続の講座スタート（12名定員、講師：相談員）・・・D
- 6/28 2008年度通常総会、個人賛助会員会費5,000円→3,000円など全議案可決。総会記念シンポジウム：「消費者庁」構想とKC'sのできるこゝろー消費者契約法から特定商取引法・景品表示法に広がってー
- 7～9月 団体賛助会員や事業者団体への訪問活動（KC's活動の報告と会員加入・拡大のお願い）
- 8/12 損害賠償制度検討プロジェクト開催（KCCN、ひょうご消費者ネットメンバーが参加）
- 8/28 英会話教室「グローバルトリニティー」を運営する株式会社FORTRESS, JAPANに対し、退去妨害等の不当勧誘の停止等を求める差止請求訴訟を大阪地裁に提起・・・A
- 8/30 緊急集会 消費者庁と地方消費者行政の充実を求める関西市民大集会に参加
- 9/2 「おまとめローン」に関し、監督官庁である金融庁及び業界団体である全国銀行協会に要請書を送付・・・B
- 9/2 株式会社オリエントコーポレーションに対し「意見書」送付。消費者向け情報提供・・・A
- 9/3 ニューファイナンス株式会社との訴訟、第2回期日（京都地方裁判所）・・・A
- 9/13 旅行契約トラブル110番開催（10-16時） TEL 0120-110-946・・・C
- 10/15 ニューファイナンス株式会社との訴訟、第3回期日（京都地方裁判所）・・・A
株式会社FORTRESS, JAPANとの訴訟、第1回期日（大阪地方裁判所）・・・A
- 10/30 第4回事業者セミナー開催・・・E
- 11/25 第3回近畿の行政担当者と消費者支援機構関西との懇談会

⑧ 会員数 個人会員 103名

団体会員 14団体

⑨ 年間予算 15,253千円（主な収入：会費、寄付、受託事業）

⑩ 組織機構図



特定非営利活動法人 消費者ネット広島

- ① 所在地 〒730-0012 広島市中区上八丁堀7-1 ハイオス広島312号
- ② 電話番号 082-222-9141 F A X 082-222-9142
H P <http://www.shohinet-h.or.jp> e-mail c.n.hiroshima@y6.dion.ne.jp
- ③ 設立年月 平成15年7月 (法人登記 平成15年11月12日)
- ④ 役員氏名 理事長 吉富 啓一郎
副理事長 廣島 敦隆
理事 鳥谷部 茂
理事 山本 一志
理事 長井 貴義
理事 三村 明
理事 三好 禎子
理事 岡本 みどり
理事 川手 三枝子
理事 根石 英行
監事 木村 豊
監事 寺本 ひとみ
- ⑤ 事務局 事務局長 岡村信秀 職員数 2名

⑥ 設立趣旨

私たちは、消費者は事業者に比べ情報も交渉力も劣るという現実を踏まえ、その格差を前提として消費者の利益の保護が図られなければならないと考えています。

情報化社会の更なる発展によって消費者が選ぶことの出来る情報を多くし、かつその正しい利用のためには社会教育の推進は欠かせないものと考えています。

消費者の権利は個別の契約のみによって守ることは困難で、環境の保全、健全な経済活動の活性化など消費者を取り巻く状況すべての改善を図っていかねばなりません。

私たちは消費者契約法を考える市民ネットワーク・広島として消費者契約法など消費者保護関連法規の見直しなどに向けて、実態調査と研究・検討を進めてきました。具体的には、これまでに消費者契約法全国ネットワークと連携して、専門学校の約款調査などを行ってきました。現在は、入学しなかった大学の入学料・授業料不返還問題や、団体訴権などについての調査検討を進めています。

消費者契約法について考えるためのネットワークは現在全国に5つのみしかなく（東京・名古屋・大阪・京都・広島）、中四国九州の消費者保護の拠点となることをめざしています。さらに広島では弁護士、消費者、研究者などで会を構成しており、その点でも意義は大きいと考えられます。

今後特定非営利活動法人の認証を受けることを目指し、法人として機能の充実と責任の明確化が

なされた組織となり、消費者保護全般の活動を目指していく所存です。(2003年7月8日)

(2008年1月29日 適格消費者団体に認定。)

⑦ 主な活動

① 各種消費者問題の調査・研究・救済・支援事業

(事業者に対するアンケート調査・検討等)

② 各種消費者問題に関する社会制度の改善への提言事業

(各種パブコメ提出、県・市条例案に対する意見書提出、学校における消費者教育の充実強化を求める要請など)

③ 各種消費者問題に関する出版・広報・情報提供事業

(広報紙ふくろうニュース発行年3回)

④ 消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業

(消費生活相談員との意見交換、行政との意見交換、全国適格消費者団体協議会参加等)

⑤ 各種消費者被害の拡大防止のために不当な約款、不当な勧誘行為等の是正をすすめる事業

(検討委員会月1回、事業者へのお問い合わせ、申入れ等)

⑥ 前号の事業の遂行のために差止請求権を行使する事業ならびに差止請求権の行使に必要な情報の収集と、差止請求権の行使に関する情報の提供を行なう事業

(電話情報受付、HP運営、110番活動年2回、行政への情報提供申請等)

⑦ その他目的を達成するための事業

⑧ 会員数 個人会員 正会員 188名 賛助会員 55名

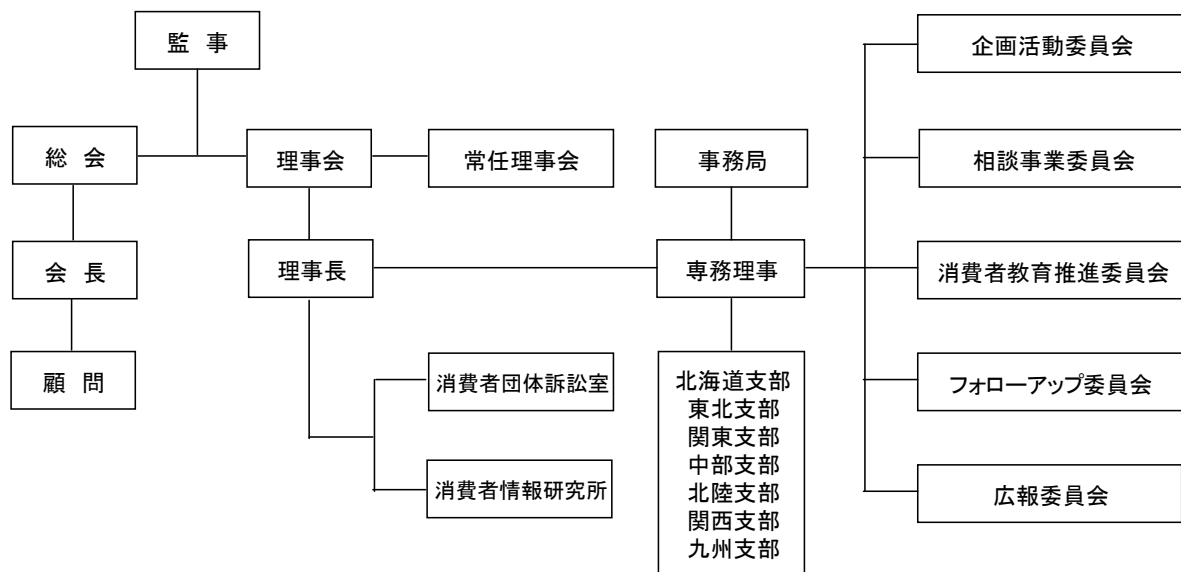
団体会員 正会員 7団体 (構成団体の延べ個人会員 約 39 万名)、賛助会員 2 団体

⑨ 年間予算 2,480千円 (主な収入：寄付及び会費)

社団法人 全国消費生活相談員協会

- ① 所在地 〒108-8566 東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内
- ② 電話番号 03-3448-9736 F A X 03-3448-9830
H P <http://www.zenso.or.jp/> e-mail JDX00404@nifty.com
- ③ 設立年月 昭和62年11月
- ④ 役員氏名 会長 及川 昭伍
理事長 下谷内 富士子
専務 山上 紀美子
理事 田澤 とみ恵 前野 春枝 吉川 萬里子 渋谷 絢子
菅 美千世 丹野 美絵子 前田 洋子 葛西 裕子
横山 房子 原 まさ代 長原 久恵 佐々木 真知子
安藤 真理子 池田 澄子 増田 悦子 宮澤 美世子
加藤 貴子 長瀬 幸子 三上 啓子 増田 美也子
池山 喜美子 飯田 雅子 南部 英幸 高原 謙治
田口 義明 津持 幸一 鶴田 俊正 村井 博美
吉岡 和弘 和田 正江
監事 安彦 和子 油田 淑子
- ⑤ 事務局 事務局長 高原 謙治 職員数 11名
- ⑥ 設立趣旨
本会は、消費者問題に関する専門家を効率的に組織し、会員の資質及び社会的地位の向上に努めるとともに、地域活動を通じて、消費生活に関する相談に係る情報や消費生活に関する情報を収集・提供し、さらに消費者被害の発生又は拡大防止及び被害救済のための活動などを行い、消費生活の安定・向上に寄与することを目的とする。
- ⑦ 主な活動
- ・週末電話相談、電話相談110番の実施
 - ・事業者等への申入れ・差止請求
 - ・消費者教育・啓発活動
 - ・消費者問題研修講座の開催
 - ・広報活動・対外活動
- ⑧ 会員数 個人会員 1,926名
団体会員 75団体
- ⑨ 年間予算 195,085千円（主な収入：事業収入）

⑩ 組織機構図



特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

- ① 所在地 〒650-0022 神戸市中央区元町通六丁目7番10号 元町関西ビル3階
- ② 電話番号 078-361-7201 F A X 078-361-7228
H P <http://hyogo-c-net.com> e-mail office@hyogo-c-net.com
- ③ 設立年月 平成17年12月
- ④ 役員氏名 理事長 清水 巖
副理事長 大石 貢二 亀井 尚也 山崎 省吾
理事 内橋 一郎 蔭山 倫理 鈴木 恵子 高田 宏二 辰巳 裕規
西田恵美子 平田 元秀 船戸 雅彦 上田 孝治 秋末 力
大森 節子 金輪 明美 酒井富美子 福澤 彰子 前田小百合
圓山 茂夫
監 事 田中 敏智
- ⑤ 事務局 事務局長 蔭山倫理 職員数 3名
- ⑥ 設立趣旨

近年、商品・サービスに関する消費者トラブルが増加しており、その内容は一段と多様化・複雑化している。一方、消費者と事業者の間の情報の量・質、交渉力の格差はますます拡大し、新たな消費者問題が急増している。

消費者契約に関する被害については、一般に、同種の被害が多数の者にわたるという特徴を有している。しかし、一件一件は少額な被害であることが多く、消費者側が救済をあきらめてしまう傾向も強いことから、悪質な事業活動による不当な利得が放置される結果となってしまう、そのことが消費者被害拡大の大きな要因となっている。

したがって、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることが重要であり、事業者による不当な行為を抑止する必要がある。この抑止の手段としては、消費者団体が、事業者の不当な約款、広告や勧誘行為などの問題点を迅速に把握し、是正を求めるとともに、消費者への情報提供を行うことが有効である。また、このような観点に立って、事業者の自主ルールや行政規制の在り方についても提言を行っていくことが必要である。

そのためには、消費者・学識者・専門家が協力しながら、活動を推進することが望ましい。私たちは、そうした新しい消費者組織として「ひょうご消費者ネット」を設立しました。

- ⑦ 主な活動
- (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) 人権の擁護を図る活動
 - (3) 消費者の保護を図る活動
 - (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、又は援助の活動
- ⑧ 会員数 個人会員 128名
団体会員 6団体

⑨ 年間予算 1,172 千円（主な収入：会費、寄付）

⑩ 組織機構図

